

## ポイント解説

# 省令等の公表を踏まえた排出量取引制度 (GX-ETS第2フェーズ) の概要

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」(以下「GX省令」)等が、経済産業省から2026年3月30日に公表され、併せて関連するマニュアルも公表されました。

### GX省令等の主なポイント

#### 背景

2025年5月に、2026年度から一定規模以上の二酸化炭素(以下「CO<sub>2</sub>」)の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度(以下「GX-ETS第2フェーズ」)への参加を義務化することを定めた「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(「改正GX推進法」)が成立しました。GX-ETS第2フェーズでは、毎年度、制度対象者に、CO<sub>2</sub>の排出枠が割り当てられ、法定の期限までに排出実績量と同量の排出枠を、排出枠の取引等を通じて、保有することが求められます。

#### 概要

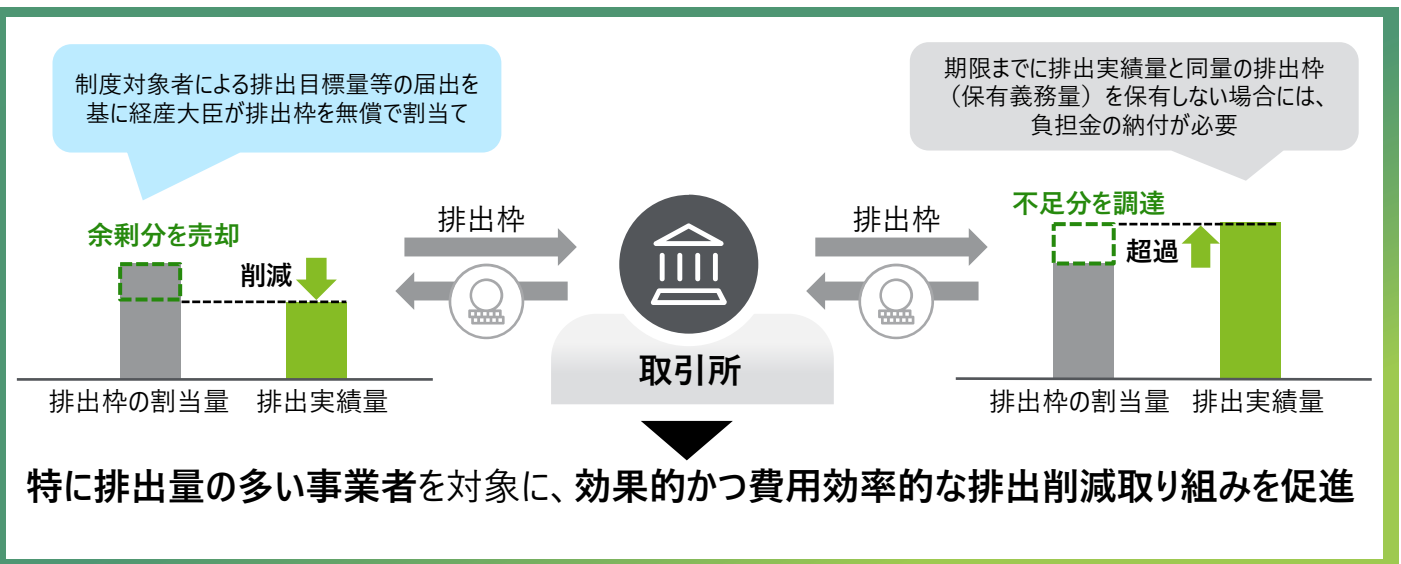
- 制度対象者：前年度までの直近3年度のCO<sub>2</sub>の直接排出量の平均が10万トン以上の事業者が対象です。
- 移行計画の提出：制度対象者は、排出量の見通しや投資計画等を記載した移行計画を、毎年度9月末までに経済産業大臣等に提出することが求められます。
- 排出枠の保有義務：制度対象者は、排出目標量等を算定し、経済産業大臣に毎年度9月末までに届け出ることが求められます。経済産業大臣は、排出目標量等を基に、制度対象者に排出枠を11月末に無償で割り当てます。制度対象者は、自らの排出実績量について、算定し、経済産業大臣等に制度対象となる年度の翌年度の9月末までに報告することが求められます。排出目標量及び排出実績量に対しては、あらかじめ経済産業大臣より登録を受けた登録確認機関の確認が求められます。対象事業者は、毎年度の排出実績量と同量の排出枠(保有義務量)を制度対象となる年度の翌年度の1月末までに、排出枠の取引等を通じて、保有することが義務付けられます。保有義務を履行しない場合には、排出枠の不足分について負担金の納付が求められます。

#### 適用時期

2026年度(2027年3月期)から適用となります。

特例として、初年度の2026年度の排出目標量等の届出は、2027年9月末までに届け出ることが求められます。これに伴い、2026年度の経済産業大臣による排出枠の割当ても、2027年11月末に行われます。

### 排出量取引制度のイメージ



## 参考

### 📄 経済産業省のサイト

[排出量取引制度 \(METI/経済産業省\)](#)

### 📄 サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

### 📄 排出量取引制度 (GX-ETS) | デロイトトーマツグループ

排出量取引制度小委員会が2025年12月19日に公表した中間整理に基づき、GX-ETS第2フェーズの概要について解説しています。

## 有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>